

第15回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2018年11月15日（木） 15:30～18:00
 2. 場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室
 3. 出席委員等

| | | |
|------|-------|--------------------|
| 主 査 | 高橋 進 | 日本総合研究所チェアマン・エメリタス |
| 主査代理 | 牧野 光朗 | 長野県飯田市長 |
| 委 員 | 大橋 弘 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 同 | 佐藤 主光 | 一橋大学経済学研究科・政策大学院教授 |
| 同 | 石川 良文 | 南山大学総合政策学部教授 |
-

（概要）

<所有者不明土地について>

○委員

所有者不明土地の問題について、精力的に検討をいただいていることについて、敬意を表したい。

その上で、私から1点だけ質問させていただくが、例えば11ページ、手続のフローがあるが、こういったことは紙ベースでの作業になるのか。

それから、7ページの一番下の段を拝見すると、登記簿と戸籍等を連携させると書いてあるが、ここは電子的に連携するという理解でいいのかどうか。

11ページのこととか、それから、この国交省資料でも情報の電子化とかデータ化というのがポイントだと思うが、そういったことはどの程度進んでいるのか、あるいは検討の対象に入っているのか、この辺をお伺いしたいと思う。

○委員

資料のまず3ページだが、こういった問題は市町村で対応することが多いと思うが、左上の市町村窓口と連携した取り組みというところで、全国の7割を超える市町村に協力いただいている。多いといえば多いが、逆に3割の市町村はまだ協力いただいていないという状況だと思うが、これはどういう理由で御協力いただけないのかということを少しお話しいただきたい。

10ページあたりで御説明いただいた変則型登記の解消について、これは本当に喫緊の課題として進めなくてはいけないと思うが、例えばほかの国土交通省で立地適正化計画だとか空き家等対策とかといったところともかかわってくると思う。そういった計画をどんどん進めていくためには、例えば町なかの変則型登記を解消するとか、そういうことを進め

ないと、実際に空き家対策とか立地促進が進まないと思うが、この登記の解消を実施する地域の選定はどういった形で決められていくのか。もしくは、どういう段階になると対象地域になるのかをお聞かせいただきたい。

○委員

いよいよ法の施行ということで、大変ありがたく思っているが、この後の所有者不明土地、全国でそれこそかなりの土地が所有者不明土地であると言われていたが、この法の施行によって対策がとられて、どのくらいそういった所有者不明土地が減ってくるかというあたりの見通しと、それをどういう形でモニタリングしていくか。そういった観点からの検討がなされているかどうかをお聞きしたい。

○委員

先ほどの御説明、論点で8ページと9ページ目でいただいているが、この中で例えば所有権、みなし放棄制度であるとかあるいは共有地を管理するだとかという点は、恐らく国交省とも連携して制度化に取り組まないといけない部分だと思うが、ある意味、国交省の受け側としてこういう制度はどのようにごらんになっているというか、きちんと進められるように両方で協調してやられているのかという点をお伺いできればと思う。

○法務省

委員から御指摘をいただいた電子化、どれくらい考えられているのかという関係で、7ページの登記簿と戸籍の連携については、これは電子化を前提にしての連携ということではないとなかなかうまく進まないだろうと考えている。戸籍についての電子化ももちろん課題としてあるが、その上で電子的に連携していきたいということを想定して検討を進めているというところである。

11ページの手続の流れだが、これは調査、探索の局面になると、資料が非常に古く、古文書の類いのような全く電子化と真逆のようなものを調査していくことになっているので、そういった面では、そういった文書の電子化は想定ができていない。もちろんその後の登記手続などは、もう電子化されているので、そこは電子的にやることになっている。

委員からは、まず、3ページの市町村窓口と連携した相続登記の促進の取組に関して、全国の7割ということで全部ではないという指摘をいただいた。この点は私どものほうでさらなる努力を続けていかなくてはいけないと思っている。なるべくこういったリーフレットを配付させていただくだけでなく、各種の取組を市町村と連携しながら進める中で、4ページの長期相続登記の未了土地の解消作業も含めて、少しずつ自治体とのやりとりが密にできるようになりつつあるので、引き続きそこは努力していかなくてはいけないと思っている。

10ページの大きな課題の変則型登記の問題、これを解消していくということに関して、

御指摘のように一気に全部解消できるかという点、いろいろ調査をしないと解消できないものであるため、対象地域の選定は重要なものである。法務局ごとにマンパワー等の限界もあるので、その範囲内で自治体からどういう地域での実施が必要なのかということ聞き取って、その中である程度計画的に実行していく、イメージとしてはそういうイメージを持っている。所有者不明土地の特措法が、今日から施行されたが、特措法に基づいて行う長期相続登記の未了土地の解消作業も同じように、自治体から実施地域の希望をいただいて、そういった地域を中心にまずやっていこう、段階的にやっていこうということにしている。

次に、委員からいただいた御指摘の部分に関して、特措法が施行されて、所有者不明土地というものがだんだん減っていくであろうということは御指摘のとおりで、減らしていくいろいろなステップの一つになっているのだろうと思う。ただ、究極的に所有者不明土地を増やさない、あるいは減らすということを抜本的に進めるためには、やはり2020年に向けて、先ほど研究会での検討を御紹介したが、そちらで検討しているような抜本的な対策が必要になってくるのではないかと考えている。今回の特措法ももちろん一つの方策なのだが、民法そのものに大幅に手を入れるなどしていかなければ、相続が発生した場合にそれをどうやって登記に反映させるのか、共有者が増えた土地をどのように管理していくのかといった問題に対しては対応できないので、そういったところを見据えて作業を進めないといけないと考えている。

○国土交通省

委員から法務省と国交省の連携というお話があった。先ほど御説明があった法務省の研究会に私どもも出席し、また、私どもの国土審議会土地政策分科会特別部会で、今後人口減少時代において、例えば土地の所有者が利用・管理に関してどのような責任を負うのかといったような議論を進めているところだが、そちらの部会には法務省にも出席いただいているというように、常に議論の状況を共有しながら進めさせていただいているところである。

<公的ストックの適正化について>

○委員

5 ページ目の自治体の技術者不足ということについて、ここに参加人数を上げていただいているが、働きかけて研修に参加する人がふえてくるという意味では、取り組みの結果、成果でもあるが、ただ、参加人数というのはどちらかといえばインプット指標だと思う。工程表ではKPIとして、技術者不足という課題に対する成果を示したアウトプット、アウトカムが必要だと思うので、この先のところを検討していただけないかと思う。技術者不足に対して、研修実施以外で何を措置しているのかということもお聞きしたい。

8 ページ目の先進事例、優良事例の共有・水平展開というところで、右側にインフラメンテナンス大賞等々があるが、例えば下水道についてデータの効果的活用等、インフラメンテナンスについてICTとかというものを活用していくということは当然だと思うが、その横に例えば県庁庁舎の集約・再編等の取り組みとあるが、一方で自治体の例えば行革、窓口業務の民間委託とかということをして今一生懸命やってもらうようにしているわけだが、そういう行革は庁舎を建て直すとか集約するというのを一つのきっかけにしてやっていることも多いように思う。

したがって、ハードだけではなくて、そういうソフト面での取り組みなどを一緒に、軌を一にしてやるのが非常に大事だと思うので、自治体の行革だとか、そのような観点も含めて、国交省の取り組みであるかもしれないが、他の省庁の取り組みなどうまく連携できるような形にしていただくのがいいのではないかと。そして、そういう例を優良事例、先進事例として取り上げていただくのがいいのではないかと。

次の9 ページ目の維持管理・更新費用の推計だが、これは近々出していただけるということを確認させていただきたいと思う。

○委員

資料3 ページについて、先ほど説明の中で、ちょうど道路のトンネルや海岸については策定率が低いという話があったが、この理由について教えていただきたい。

もう一つは、9 ページ、これは先々出てくるとのことだが、新技術の導入で、いろいろな技術があって、どの技術をどの程度行えばどの程度コスト削減になるかというような、シナリオによっていろいろと変わってくると思う。そういったいろいろなタイプの技術をシナリオ別に推計するようなことまで考えているかどうかをお聞きしたい。

○委員

御説明になかったが、資料2-2の文教施設、公立学校について。私は自治体の仕事をする機会があり、よく聞く話なので、今、公立学校はもちろん子供の数は減っているので、使わない教室がふえている。それを例えば放課後の学童保育とか、高齢者の集う公民館的な役割であるとか、そういう多目的にできないかと言われると、学校は施設管理責任者が学校の先生、校長先生なので、余り施設の中で変な事故が起きると困るので、かなり抵抗するみたいである。実際につくるとなると、壁を仕切って絶対に学校側に入れないようにして、ここは私たちの責任ではないというのをクリアにするそう。この学校施設の責任者というのは、今のところ、私が理解する限りは学校長であるが、そもそも公共施設なので、これを首長にしてほかの公共施設と同じようにして、学校施設の複合化をある種の長寿命化の一環として図れないものかと。最近、ほかのところで聞くものなので。

もう一つ、これは総務省に対する質問だが、これは最後の31ページで、公共施設等総合管理計画をつくった、今、個別計画をつくっていると。このあたりは今、どうなっている

のか。これもよく聞くのは、公共施設等総合管理計画をつくっているのは企画系で、個別はもちろん事業系がつくるので、お互いにちゃんと連携できているのか、そういう話を聞くものであるから、実際に現場で今どのような状況になっているのか、もし慎重を把握されていたら教えていただきたい。

○委員

特に地方公共団体だが、例えば施設をつくる場合、施設をつくる側と維持管理する部局は大体異なっているのではないかと思う。多分つくる段階で既存の施設が使えないのかとか、あるいは構想の段階で官民連携とか広域連携、ちゃんと検討したかということが、両者の間でちゃんと連携してやっているのかどうかをどうやって担保できるのかなということをおもっている。うまくやっているところはうまくやっていると思うが、できていないところはできていない可能性があって、そういうところも同時に見ていかないと、維持管理だけではなかなか進んでいかないところもあると思うので、そういうところの問題意識をお持ちかどうか教えていただきたい。

同じことは文教のところにも言えて、先ほど学校があったのでほかのところで言うと、文教、社会体育施設あるいはスポーツ施設もあると思うが、それはつくる側と、維持は教育庁に行く場合もあると思うので、そうすると教育庁とつくる側との間のコミュニケーションはちゃんととっているのかということころは多分すごく重要な点だと思う。そういうところは問題意識として、あるいは現状としてどのようにごらんになっているのかということころを教えていただければと思う。

○国土交通省

それでは、委員からいただいた国土交通省所管の社会資本の将来の維持管理・更新費の推計については、速やかに出したいと思っている。

研修の人数だけではだめではないかというのは、まさにおっしゃるとおりで、その辺はまた考えさせていただく。

あと、技術者不足に対してどのようなことを考えるかということだが、国直轄が支援するというのもあれば、奈良県とか、県のほうで実際に支援しているところもある。あとは、もっとPPPを使ってやるとか、そういったさまざまな取り組みが考えられるかなと思っている。

それから、先ほどのインフラメンテナンス大賞の話があった。このインフラメンテナンス大賞は関係省庁とも一緒に優良事例等に賞を出しているもので、その中で各省と連携してどういう取組に対して賞が出せるのかを今後の課題として検討させていただく。

委員からいただいた個別施設計画の策定状況だが、まずトンネル。これは各自治体で、まずは数が多い橋梁から先にどんどんやっていて、橋梁がある程度終わってきたので、続いてトンネルのほうに移っていく方針と認識している。トンネルの数は橋よりは少ないの

で、続いてトンネルをやっていくと聞いている。

海岸のほうだが、今39%となっていて、もともとこの海岸の点検が始まったのが遅かったのだが、ことし1年で、2016年だとたしか19%で、今回は20%ぐらいアップしている。2018年の見込みだと大体79%まで上がると速報が来ているので、この辺は大丈夫ではないかと思っている。

委員がご指摘になった、つくるところと管理するところが違う、という問題を認識しているかについては、確かにダムなどをつくる場合に、そのつけかえ道路を国がつくって、管理は市町村や県が行う場合がある。そうした場合、かなり大規模な橋を、過去のダム事業でつくった場合もあって、そうしたものが非常に老朽化して、メンテナンスに困るといった話があり、そうしたものについては問題があるというのは認識している。そういったものについては、国が直接代行で修繕したり、そのような取り組みをして、持っている自治体に対する支援は現在もやっている。そのような取り組みを今後も実施していきたいと思っている。

新技術について、自動化などというのはどちらかというと、今、施工の分野ではいろいろなコスト縮減、ロボットの使用など進んでいるが、維持管理の分野については、新技術の開発はそれほど進んでいない傾向にある。今後は、修繕の部分にも新技術を適用することで進めている。既に修繕の技術が幾つかあるが、新しい技術を導入することによる効果については今国交省に登録されているものでは、10%ぐらいコスト削減になるような新技術がある。引き続きこの新技術の掘り起こしみたいなことはやっていきたいと思っている。そのような現状である。

○文部科学省

まず1点目の学校施設の複合化、御指摘のとおり、児童・生徒数が減っていて、空き教室、余裕教室が増えている状況である。当然その教室についての有効活用という観点で、文部科学省としても、他の公共施設との複合化の観点での推進を行っているところであり、実際のところ、デイサービスセンターであるとか学童クラブといったものへの転用の事例は非常に増えてきている状況である。

管理の問題として、まず、方法としては二つあって、一つは財産処分を行って、学校施設ではなくするという方法がある。それについても、以前は補助金適正化法の関係上、なかなか手続が複雑だったこともあるが、最近はそれをかなり緩和していて、そういったものについて、ある程度簡単にできるような方向になっているところである。

もう一つの方法としては、時間を区切って学童クラブに貸すという方法もあって、確かに管理上の問題というのは幾つかあるが、それについても関係者で打ち合わせをして克服できるものと考えている。新しい施設においても、学校施設以外のものとの複合化がどんどん増えてきていると理解している。

2点目の文教施設全般に関して、つくるところと管理するところが違う問題点があるの

かというところだが、そもそも教育委員会は、技術者というのが小さい教育委員会であるとほとんどいないというのも現状であって、その施設を整備する際、あるいは維持管理する際についても、知事部局あるいは市町村部局の技術部門の建築部門の方々の御協力を全面的にいただいているということで、連携は十分とれていると理解している。

○総務省

委員の個別施設計画の策定に当たっての自治体における全庁的な推進体制の質問について、2月に総務省の指針を改訂し、個別施設計画をつくるに当たって、全庁的に連携してその策定に取り組むよう体制を強化するよう要請した。

順次、各自治体において専門の施設のマネジメントをする課の設置であるとか、あるいは全庁的な推進体制の構築が進んでいるところである。その進捗状況については、お手元の資料の30ページに、比較可能な形での「見える化」の中にあるとおり、総合管理計画の推進体制や、あるいは体制をつくった上でPDCAをどのように回しているか、PDCAサイクルの推進方針、こういうものを報告いただいて、一覧性のある形で見える化をして、進捗状況を我々としても確認して、さらなる取組を促している。

○委員

追加で、9ページのこの推計だが、先ほども御質問があったが、右側に算定の考え方の整理とあるが、答えを出すときは推計結果だけではなくて、その辺のプロセスもある程度開示していただけるということでもいいのか。

○国土交通省

そのつもりである。

<業務改革モデルプロジェクト、自治体行政スマート・プロジェクト等について>

○委員

横展開について、7ページで、この上の四角の中だが、平成28から30までモデルプロジェクトを行って、2つ目の○でその結果としてと書かれている。先ほど御説明があったが、モデルプロジェクトをやった結果として実施団体数がふえたのか。そういうモデルをやった結果、多くの自治体がこういうことを採用したというのであれば、そのデータを教えていただきたい。

本当にモデルプロジェクト実施の結果なのだろうか。むしろ違う理由で各自治体が最近積極的にやるようになったのではないかという気もする。もしそうであれば、逆に自治体がなぜ最近になってこれだけ取り組むようになってきているのかということのほうが大事なのではないかという気もする。その辺の見解を教えていただければ。

モデルプロジェクトを横展開することが必要なわけだが、6ページが一番下で横展開の方策ということで、実施団体や総務省の担当者を派遣とあるが、派遣がどの程度行われて、どういう実績が出たのか、派遣回数とか、その辺を少し聞かせていただければと思う。

いずれにしても、モデルプロジェクトをやって、やった自治体でその後どうなったのかというのもあるし、モデル事業がその後の横展開にどうつながったのかというところを検証する必要があるのではないかと思う。

最後のスマート・プロジェクトだが、これは基本的には私は前の業務改革プロジェクトの成果を踏まえて行うものではないかと思うが、そうであれば、途中ではあるが、28から30のモデルプロジェクトの成果というものがある程度ここに反映されてくるという意味での成果をどう見ているのかという御説明をいただきたい。

スマート自治体、これはよく総務省はおっしゃるけれども、総務省としてやりたくても他省庁の所管の分野があったりして、なかなか難しいということもおっしゃっていると思うが、そうであれば逆に社会保障分野とか、他省庁の分野でも同じことをやらしてもらえないといけないので、そういう意味ではこういう研究会とかプロジェクトに他省庁を巻き込む必要があると思う。そもそも研究会やプロジェクトに他省庁はメンバーとしては入っているのか。その辺の巻き込んだ議論はどのように行われているのかをお聞かせいただければと思う。

○委員

全体の方向感としてこういう業務改革は必要だと思うが、問題はこれがどこまで普及するかだと思う。一つは、一番こういう業務改革が普及するモチベーションがあるとしたら、いかに就労時間が短くなるか。つまり、働いている人から見れば早く家に帰りたいたらうから、その辺の可視化。就労時間の短縮とかとあると思うが、一つは職員の方々に対してどれぐらい残業時間が減るのか、自分たちの業務量が減るのか。

それが見えないと、今人手不足なのでただでさえ残業時間が延びているので、自分たちにとってどんなメリットがあるのかということは伝わらなくて、かえって仕事なくなるのではないかと、予算を切られるのではないかと、そちらの悪いことばかり頭に浮かぶので、どういう形で現場にアピールしていくかということについて、方針があれば。

もう一つは、住民の方々にとってもメリットがあるはずであって、まさにAIを使ってマッチングなどをすれば人間がやるよりはるかに速いわけであるし、したがって、そういう住民に対してもどういう形でこれがどのようにいいのか、これは待ち時間がこれぐらい短縮するとか、よくあるけれども、待機児童のマッチングのところではこれぐらい正確で速くなるか、対外的にどのような発信の仕方を考えているのかについてお考えがあればと思う。

○委員

違う側面だが、これは平成28年からやられているという理解でいるが、実施後数年経ってフォローアップをされるのは一つどうだろうか。効果はここでいただいているが、既に入れたところである。ここはちゃんと入れ続けているのかどうか、あるいはさらに展開されているのかどうかというフォローアップはぜひやっていただけるといいと思う。

何でこんなことを言っているかという、モデルケースとして汎用性があるとおっしゃっているわけだが、ただ、自治体の職員のリテラシーは、自治体によっては結構小さいところもあるので、難しいところはないのだろうかというところ。

あるいは、高齢化率が高いところで、仮にこれは電子化しても、もしかすると住民がついてこないということがないのだろうか。そういう意味でいうと、電子化はしたのだけでも、結局利用率を見ていかないと、実際に使われているのかどうかということも多分あるのだと思う。

これはシステムを見ると、維持・更新費はかかるのではないかと思うが、維持・更新費はどう手当しているのだろうか。ちゃんとアップデートはされているのだろうか。

そのあたりも見ないと、多分、この話は短期的な効果というよりも中長期的にどういう効果があるのかが一つ視点として重要だと思うので、その視点でもフォローアップをしていただきたい。

横展開は、恐らく汎用性がある部分もあると思うが、全ての自治体に汎用性があるのではないのではないかと考えていて、かなり高齢化率の高い規模の小さい自治体もある。そういうところに本当に入っているのだろうかということを見ると、これは場合分けというか、ある程度区分けをしていって、こういうところにはこういう形がふさわしいとかという、もう少しきめの細かい形でのモデル実証の成果の使い方をやっていかないと、区別なく全部入れるというのはできるのかというのは疑問に思っている。私の問題意識である。

○委員

3ページにあるような、こういった町村部での広域連携による取り組みも期待したいところだが、これは今検討して、最近アウトソーシングを始める感じなのか。こういったところでさらに今後どのように進捗していったら効果があらわれているかどうかをフォローアップして、こういう広域連携でできるところはどういうところがあるのかを少し御検討いただければと思う。

というのは、この改革、取り組みでは、大規模な都市は一定程度進んでいるので、次の段階のものをターゲットにするということが進められていくと思う。こういった人口規模の割と少ない町村部で、多分福岡の近隣でまだ都市に近いようなところだと思うが、こういったところはある程度広域連携で進められるかもしれない。しかし、かなりローカルな地域で広域連携だとか、単独でこういったことが本当に進められるかどうかというところを御検討いただければと思う。

○総務省

冒頭、モデルプロジェクトをやった結果として本当に進んだのかどうかという御質問があった。もちろんこういったモデルプロジェクトを総務省としてやらせていただいているということのアナウンスメント効果も一定程度あると思うし、実際に横展開ということでも聞きに来られた方々にそれを参考にさせていただいている部分は相当あると思う。かなり大きな理由として別途あると思うのは、特に窓口業務に関しては、庁舎の建てかえや、そういった物理的な部分がきっかけとなって、それを契機に業務改革をしていこうということが件数としては多くお聞きしているので、そういったこともかなり影響している部分があるのかなと思っている。

それから、横展開をどの程度やってきたかということについては、昨年度に関しては11回程度である。10回ぐらいにしようと考えていたが、そういった形で行かせていただいている。団体数とか細かい数字はないが、そういった年間の件数で、今年度も10件程度やらせていただきたいと考えている。

スマートプロジェクトについても、業務改革モデルプロジェクトの成果をある程度反映しているのだろうという話だが、まさにそのようには思っている。私どもは業務改革モデルプロジェクトを3年間やっていく中で、特に2年目にRPAの話が出てきて、それを含めて自動化ということは非常に重要であろうと。今後人口減少を考えると、民間委託ももちろん重要であるが、さらに自動化、無人化ということを考えていかなければいけないということもあって、さらに進める形でスマートプロジェクトを今回提案させていただいているということである。それとともに標準化も重要であろうということである。

また、他省庁との関係ということで、今回研究会の中でも個別の分野として住基の分野、税の分野と介護の分野を対象に検討させていただこうと思っているが、厚労省には担当の方には来ていただいている。そういった意味で、他省庁との連携は非常に重要かなと考えている。

委員からの、どうアピールしていくかのご質問について。住民に対して、また、職員に対して、こういった仕事なくなるのではないかという不安を解消するためということもあろうかと思うが、このスマート自治体が変わっていくということを私どもは申し上げているときに、今までどちらかというと机の前のパソコンでの単純な作業にかなり時間をとられていた部分を短くすることによって、かえってより企画立案的な仕事であるとか、住民に直接向き合って、人間でなければできない、職員でなければできない仕事に、もっと本来やるべきところに時間を割くことができるようになる。そうすると、住民からしても、そういった時間を職員の側が割けるということは、コミュニケーションがより緊密にできるのではないかとということで、そういったお話の仕方をさせていただいている。

また、28年からのフォローアップということで、委員からのご質問だったが、まさにフォローアップはしていかなければいけないと思っている。このモデルプロジェクト自体は、このようにできるのではないかとということを1年間かけて検討して、それをその後実際に

実施に移すというものであるので、実際にモデルプロジェクトのところで考えていたことがどの程度現実のものとして実現できたのかどうかということは、きっちりフォローアップしていきたいと考えている。

広域連携の話も委員からあったが、町村部で小さな団体がしっかりやっていくことが非常に重要だと思う。システムの自治体クラウドという意味では、町村部のほうがかえって進んでいるという部分もあるが、そういった共通性等をうまく活用しながら、共通基盤を持っている団体同士が協力して、アウトソーシングに関してもロットが少ないところを乗り越えてより効率的な形でやれるようにしていくことが、方法としてあるのかなと考えている。

○委員

先ほど7ページの窓口の改革などが進んでいる一つの理由として、建て替えということをおっしゃったが、では、最近建て替えがふえているのか。具体的にそういうデータをお持ちか。最近になってこういうことをやらなくてはいけないという機運は結構出てきていると思うが、私は意外とそれは、委員がおっしゃったが、残業時間などが大きいのではないかと。例えばある自治体で聞いたのは、一番残業がふえているのが保育関連業務だと。そういうところがどうしても改革をやらなくてはという機運が高まっている。だから、自治体の中でも特に残業がふえている分野とか多い分野でやる機運が出てきているとか、もしそういうことだとすれば、残業時間の削減を一つのドライバーにして、こういうことを推進していけるわけである。

何が要因でふえているのかとか、そういうことはすごく重要な話ではないかと思う。その辺を分析していただくと、それを広げるためのツールも出てくるのではないかという気はするが、いかがか。

○総務省

今、委員がおっしゃった最初の部分の残業時間がふえている、働き方改革をしなければならぬという空気は非常に自治体サイドで出ていて、スマートプロジェクトという話をこちらもさせていただくと、非常に自治体からの反応が大きいと思っている。そのニーズはかなりあるのではないかと思っているので、そこをどう組み合わせていくかということとは、我々もしっかり分析しながら考えていきたい。

<地方の行政サービスのデジタル化について>

○委員

資料4-2について、まずクラウドだが、表1でクラウド数がふえているということで、

それはいいと思う。ただ、大きな自治体は単独でクラウドをやるケースが多いのではないかと思う。それがいいかどうかということもあると思うが、一方で、中小自治体、人口の少ないところでは当然、単独ではないクラウドということになると思うが、この表だとそういうこともよくわからないので、人口規模別にKPIを設定するとかという形で、もう少しきめ細かく推進方策を講じて工程化すべきではないか。

もう一つ、2ページのオンライン化だが、今、13手続を追加で指定したというお話、それから、フォローアップをしていくというお話があったが、具体的にこの指針では13手続を追加したこと以外にどういう改正をされたのか。今後フォローアップをどのようにされていくのか。フォローアップされていくのであれば、それを目標を含めて工程化すべきではないかと思うが、いかがか。

○委員

資料4-1について、これは私自身がしっかり理解していないので変な質問になってしまうかもしれないが、この地方公共団体でオープンデータを進めるようにという取り組み自体は分かったが、これを利用する方をどうやって増やしていくかということについて、いま一つよく分からなかった。私の知っている自治体でもオープンデータをホームページで公表していて、こういうデータがあると出ているが、さて、これをどうしろというのだという感じになってしまっている。それをどうやって活用するという、次の段階にどのようなアプローチをされているのかということをお聞きしたい。

○委員

資料4-1に関して、まさに今おっしゃった点だが、例えば8ページとかに推奨するデータセットが公開されて、基本的に交通事業者とかいろいろな事業者が、あるいは観光関係の人たちとかがこれを使って、旅行代理店あるいは旅行者に公開するという非常にいい、重要な情報だと思うが、やはり利活用のところを見ないと、公開の仕方がどうなのかというところに返ってこないような気がする。そうすると、まず取り組んでいただくというのは重要だが、その次に利活用でより質を高めていくというような取り組みをされていると思うが、そこを一つ教えていただきたい。

あと、これは単純な質問なのだが、自治体の職員の側から言って、このようなオープンデータをすることのモチベーションというか、どのように御説明されているのか教えていただければと思った。

資料4-2に関しても同様だが、クラウド導入しないとクラウドが使えないので、まず導入していただくのは重要という意味でいうと導入件数はある程度高めないとイケないということだと思うが、導入件数もここまで来ると、クラウドをどう使っているのかということに焦点を当てていけないとイケないのかなという感じがするが、そのあたりはいかがか。

○委員

どちらかという和各自治体が自分の基準でデータをアップしているという感じがしていて、横比較できるのかなど。特に研究者的な目線言えば、各自治体のことが知りたいということとあわせて、クロスセクショナルに隣と比較したいということがあると思うので、その辺、フォーマットも含めて統一を実際にされているのか、あるいはそういう方向なのかということについて質問したい。

○IT総合戦略室

資料4-1のオープンデータの利活用の局面に関しては、これはまさに自治体は情報を出す側であると。そうすると、利活用するところは主な動きとしては特に市民団体、シビックテックと呼ばれているが、住民になるべく近いような市民団体が、これは団体だけではなくて、例えば自治体と共有でワークショップを開いてみたり、アイデアソン・ハッカソンのようなところで実際の課題解決に向けたアプリケーションの開発といったところに取り組んでいる事例が多くある。

我々としては、こういったところの支援を行うとともに、できたアプリケーションに関して、先ほどオープンデータ100という事例を簡単に紹介したが、特に推奨できるようなアプリケーションの公開というところで、そこを後押ししていきたいと思っているところ。

それから、自治体職員のモチベーション、これがなかなか難しいところであるが、今のまさに市民団体と協働といったところに関してと重なるが、市民と協働した課題解決といったところのモチベーション、それから、オープンデータ化をすることによって、例えばこれまで情報公開請求を受けていたようなところに関して事務が減ったというような事務作業の軽減といったところも紹介しているところである。

最後、委員の御発言は、このオープンデータに関することということによろしいか。横との比較に関して、特にデータとして持ち合わせていることはないが、逆に8ページ目の推奨データセットというところで、まさにこれから取り組むような自治体がまずこういうところのデータをそろえたらどうかといったところでデータの項目、フォーマットに関して、統一的なものを示させていただいている。これに従ってオープンデータ化を進めていただく自治体を支援しているという状況である。

○総務省

少し補足させていただくと、職員のモチベーションに対してどういう説明をしているかについて、研修等においては、先進的に取り組んでいる自治体、すなわちオープンデータを行っている自治体、そして、そのオープンデータ化されたデータを活用してアプリ開発等をしている事業者があるので、そういった事例。先ほどのオープンデータ100等にも重なるところはあるが、そういったところを詳しく説明することによって研修を受けている方

のモチベーション、また、各自治体のモチベーションを上げていくという形で取り組んでいるところである。

○総務省

資料４－２について、まず、委員から御指摘いただいた点だが、自治体の規模ごとによって導入の率が違うのではないかということである。御指摘のとおり、そういう状況にあって、その状況についてはまた整理をさせていただいて、逆に言うと、大きいところが進んでいないというところを見る化することによって促していきたいと考えている。

その一環というか、問題意識を自治体も持っていて、例えば最近で申し上げますと中核市の市長会、これはかねてから我々も呼びかけていた。中核市の中でも共同でクラウドを導入する団体は出てきているが、市長会の中で中核市同士、人口が大きな団体同士で効率化を図っていかなければいけないという機運が高まっていて、市長会の取り組みとして、では、どのような課題があるのかということの研究会を立ち上げてやっていただいているような動きも出てきている。そういうところを見る化を通じてやっていきたいと考えている。

オンライン化のところについて、フォローアップの内容ということだが、これは今までやってきた内容の延長線であるが、それぞれの手続を決めているので、それが何%電子化されたのかを公表するということが１点あるかと思っている。

そのほかにどのような指針の内容なのかということについて、一つ、改訂前にはなかったこととして、地方公共団体は現在官民データ活用推進基本法に基づいて地方計画をつくることになっている。都道府県は計画策定が義務づけになっていて、市町村は努力義務であるが、今回オンライン化の指針を改訂した中において、こういった各自治体のオンラインの取り組みについては、各団体で策定する官民データ活用推進基本計画、自治体の計画に位置づけた上で、着実に推進していってくれ、その法律に基づいてつくる地方計画に位置づけてくれということをも明記したところである。

その上で数値目標ということだが、団体によっては非常に電子申請の件数が少ないようなところもあって、コスト、メリットの関係もあって、なかなか一律には行かない面もあるかなとは思っているが、先ほど申し上げた率の公表を通じて、そういった状況を見る化していきたいと考えている。

委員からあった、クラウドをどう使っているかについて、ちょっと的を射ない回答かもしれないが、基本的にはパッケージソフトを入れてもらって、いわゆる基幹系だとか内部事務をやっていただいているということであるが、それを通じて何が実現できたかということだが、そこはクラウド導入の効果ということで、私どもも一定の団体数が出てきているので、例えばそれによってまさに今議論になっているような電子化に資源を配分できたとか、人員を別の部署で企画部門で活用できているとか、そのような内容を、今後成果として地方公共団体からどんなものがあったのかというのは整理していきたいと考えている。

<マイナンバーカードの活用について>

○委員

私は特に質問はない。マイナンバーカードについてはロードマップをお示しいただいたので非常にわかりやすくなったと思うが、今後の方針のところ、今やっておられることが導入促進に本当に効果があればいいと思う。

○委員

資料5-2について、PHR、医療情報についてマイナンバーを活用していくのは非常にいいことだとは思いますが、これはどこまでわかるのかなど。話を伺う限り、資格要件、薬剤情報、医療費情報はわかるが、例えばカルテとかレセプトの細かいところとか、そのあたり。

つまり、何を言っているのかというと、私がほかの病院に行ったときに私が過去に何を受診していたのかとか、前に東日本の震災のときにあったが、要するに、被災した高齢者が、一体彼は副作用は何があるのか、これまでどこを受診していたのかとか、そういった情報も引き出せないというところと後々あるかなと思った。どこまでわかると思ってよろしいか。ここに書いてある医療費、薬剤、資格要件、特定健診、そこまでと考えてよいのか、もうちょっと広いという理解でよいのかということだけ確認である。

○委員

既にロードマップがあるようなので、こうした質問が適切かどうかかわからないが、とりあえずさせていただく。このマイナンバーカード、国民が使うという意味でいうとすごく重要なものだと思っている。多分国民にというか、住民に一番身近な存在というのは市町村だと思うので、市町村がきちんとこれを認識して導入を進めてくれないと普及につながらないと思う。

市町村がそのようなインセンティブを持つ部分はどこかなと思って見ると、3ページ目、4ページ目で見ると、一つの部分として行政サービスのところが重要なのかなと思う。ただ、行政サービスのところを見ると、マイナンバーカードでなければできないというか、ならではの話がないなというところがあるのではないかという気がしている。

例えば行政サービスの利用で、ワンストップサービスみたいなものができるかということ、一つ行政の事務負担も減るし、住民としても楽になると思うが、そういうものを広めるために標準化したりとか規格化したりすることを手伝うことで、もう少し普及が広がるような取り組みはできないのだろうかということは一つ思った。どちらかということ、これは市町村に入れてもらわないといけないので、行政サービスのところをもう少し手厚くできないかなというところがコメントの1点。

2点目は、これは確かに資格喪失した人たちも含めてこうしたものをフォローできるのは重要だと思うが、この機能はもう既に例えば医療機関とか医師会とか、そういうところ

も皆さん前向きにこれに取り組むということで全部まとまった話として捉えていいのかというところを教えてもらいたい。

○委員

まず、マイナンバーカードについては、地方公共団体が積極的に進めることが大事だと思うが、公務員等の職員証というのは、地方公共団体で進めているのは徳島県だけと思っ
てよろしいか。

あと、徳島県では母子健康情報サービスを進めていたり、群馬県では幾つかの市が進めていて、さらに公共交通の分野では群馬県の前橋市が進めている。県でかなり積極的に進めているところ、市町村が進めているところとそうでもないところが見られるようだが、これはどう解釈すればいいのか。

○総務省

資料5-1について、今後いろいろ効果があればということなのだが、先ほど特に厚労省から御説明のあったオンライン資格確認のところ、健康保険証との一体化というものが非常に大きなインパクトがあるのではないかと期待しているところである。

○総務省

先ほど、市町村でどのようにして熱心にやっていけるかということもあろうかというお話があったが、まさに5-1の資料の3ページの中ほどのところにコンビニ交付サービスというものがある。住民票等を窓口で手渡しするのではなく、コンビニでやるというのは、まさにマイナンバーカードがあってできるというものなのだが、これは窓口の負担の軽減にもなるということもあって、かなり積極的に進められているところである。

また、資料の後のほうにあるように、前橋市のように独自のタクシーのサービスなどを乗っけるサービスにもなるということで、独自に利用するものにも使っていくということである。

いろいろ標準化のようなことができないかという御指摘もあったが、コンビニ交付サービスについては、かなり団体数がふえてきたことによって、共通の経費についても値下げすることもできたし、そういったことで、全国で広がることによっていい方向に進んでいるのかなと思っているところである。

○総務省

委員から、徳島県や前橋市の取り組みなど、取り組みは自治体によって違うのではないかという御質問があった。おっしゃるとおりで、自治体によって取り組みについてはまだ温度差がある。我々としては、それぞれの県や市町村で導入をいただいたい事例を積極的にPRさせていただいて一部そういった取り組みに、財政支援だとか人的なサポートなど

をさせていただいて、それが広がるのをサポートする。そういう立場である。

○厚生労働省

委員から御質問いただいた資料5-2の2ページ目について、本人がマイナポータルで見ることができる情報は、薬剤情報と医療費通知の情報、特定健診データである。薬剤情報と医療費情報はレセプトから抽出し、特定健診データは保険者から支払基金に登録する仕組みを想定している。

カルテ情報など医療情報の連携は、ネットワークによる連携の取組になるが、一方で、今年6月の経済財政運営基本方針や未来投資戦略をまとめる過程で、レセプトがあるのだからレセプトも活用できるようにすべきとの御指摘もいただき、今回のオンライン資格確認等システムの構築では、マイナポータルで薬剤情報等も閲覧できるようにする仕組みも入れることとしている。

委員から御質問いただいた医療関係者、保険者からの協力については、4ページ目に今回の仕組みによる運営経費の見込みを整理しているが、クラウドの活用によって中間サーバーの運営経費を30億円程度削減しつつ、その範囲で20億円程度の見込みだが、保険者の運営コストが現在よりも増えないことも示しながら、理解を求めている。

マイナンバーと医療情報が結びつくということではなく、マイナンバーカードの中のICチップの電子証明書、これはマイナンバーと1対1になっているものであるが、これを読み取って資格確認する仕組みにしている。こうしたことを丁寧に説明しながら、かつ効率的で保険者にとってもメリットのある仕組みを作るよう、理解を求めながら、仕様の協議を進めており、システム改修に着手したい。